

令和5年10月16日

各 位

北海道労働局労働基準部  
賃金室長

記者発表資料（プレスリリース）の訂正について

日頃より、労働行政の運営に対し、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年9月29日（金）にお知らせいたしました報道発表「令和5年10月1日から北海道最低賃金は時間額960円になります」において、記載内容に一部誤りがございました。

皆さまには大変ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

なお、訂正した記者発表資料（プレスリリース）を添付しております。

記

訂正内容

【誤】

前年より40円（3.49%）の引上げへ

【正】

前年より40円（4.35%）の引上げへ

【北海道労働局HP・報道発表資料】

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/news\\_topics/houdou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/news_topics/houdou.html)

<担当>

北海道労働局労働基準部賃金室 最低賃金係

電話：011-709-2311（内線3533）

厚生労働省北海道労働局発表  
令和5年9月29日

厚生労働省  
北海道労働局 労働基準部 賃金室  
室長 牧野 雅彦  
室長補佐 杉山 陽一  
直通電話 011-788-6576  
代表電話 011-709-2311 (内線 3531)

報道関係者 各位

令和5年10月1日から

## 北海道最低賃金は時間額960円になります

前年より40円(4.35%)の引上げへ

1 北海道労働局長(友藤<sup>ともふじ</sup> 智朗<sup>としあき</sup>)は、北海道地方最低賃金審議会の意見を聴いて北海道最低賃金額を40円引上げる決定をして、令和5年9月1日、官報に公示しましたので、令和5年10月1日から、北海道最低賃金は時間額960円に改定されます。【資料1】

2 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援について

北海道労働局では、最低賃金や賃金の引き上げを行い、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に支援を行っており、引き続き、北海道労働局、各労働基準監督署・各公共職業安定所、北海道働き方改革推進支援センター(北海道労働局委託事業)は、中小企業・小規模事業者への支援策、特に、業務改善助成金の周知に努めるほか、その活用勧奨に努めます。

(1) 業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額(各コースに定める金額)以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

なお、令和5年8月31日 業務改善助成金が以下のとおり拡充されました。

- ・対象となる事業場について、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円以内に拡大
- ・事業場規模50人未満の事業者について、賃金引上げ後の申請を可能とする
- ・事業場内最低賃金額に応じて設けた助成率の区分を30円引き上げる

【相談窓口】

業務改善助成金コールセンター

電話 0120-366-440

(北海道道政記者クラブ、北海道経済記者クラブ 同時提供)

北海道働き方改革推進支援センター（月～金、9：00～17：00）

電話 0800-919-1073

北海道労働局雇用環境・均等部企画課

電話 011-788-7874

**【申請先】**

北海道労働局雇用環境・均等部企画課

電話 011-788-7874

**【URL】 業務改善助成金のHPはこちら**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)

業務改善助成金

検索



**(2) 北海道働き方改革推進支援センター**

中小企業・小規模事業者の皆様のために、助成金の活用などのご相談に対応するほか、生産性の向上を始め働き方改革に関する相談や訪問支援することなどを目的に、北海道働き方改革推進支援センター（北海道労働局委託事業）を設置しています。

**【相談窓口】** 電話 0800-919-1073（通話無料）

（月～金、9：00～17：00）土・日・祝日を除く

**【E-mail】** [hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com](mailto:hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com)

**【URL】** 北海道働き方改革推進支援センターのHPはこちら

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hokkaidou/>

働き方改革推進支援センター

検索



**【添付資料】**

- 1．確認しよう！最低賃金（北海道最低賃金リーフレット）
- 2．令和5年度業務改善助成金のご案内（リーフレット）
- 3．業務改善助成金の制度が拡充されます（リーフレット）
- 4．「働き方改革」お手伝いします！（北海道働き方改革推進支援センター）

# 確認しよう、最低賃金!

資料No. 1

事業者も、  
労働者も、  
お互いに。

会社員、パート、  
アルバイトの方、  
学生さんなど  
働く人すべての人と  
雇う人のためのルールです。

## 北海道 最低賃金

令和5年  
10月1日から  
時間額

# 960 円

前年比  
40円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで  
確認!

最低賃金に  
関する  
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
北海道労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



北海道労働局

検索

賃金引上げ  
特設ページ



賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金

最大  
600万円を  
助成

# 「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

※1  
確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。 ※2

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合	① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）													

※1 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

※2 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

### 業務改善助成金

最大600万円を助成

業務改善助成金  
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



### 「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

#### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！



#### 助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

手続きを動画でチェック！



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R5.9)

令和5年8月31日に拡充されました！  
 (改正部分はピンク色の文字の部分です)

# 令和5年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年1月31日

(事業完了期限：令和6年2月28日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)  
業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

## 対象事業者・申請の単位など

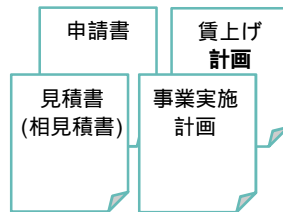
- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただきます。

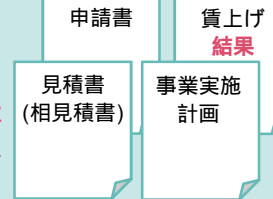
### 【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、  
 ・ 賃金引上げ計画書  
 ・ 事業実施計画書  
 が必要です。



事業場規模  
50人未満で  
あればこちら  
も適用

一定の期間に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、賃金引上げ計画は不要です。(事業実施計画は必要です。)



令和5年4月1日～12月31日まで。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。  
 また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。(詳しくは中面へ。)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

事業場内最低賃金が863円

助成率9/10

8人の労働者を953円まで引上げ(90円コース)

助成上限額450万円

設備投資などの額は600万円

540万円  
(= 600万円 × 9/10)

(設備投資費用 × 助成率)

450万円  
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！



## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、生産量要件または物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### 「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のた事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが検討した。

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

**<導入前>** **<導入後>** **さらなる工夫** セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に自が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2人で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干したり取り込んだりする手際と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

**<導入前>** **<導入後>**

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が半減

**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

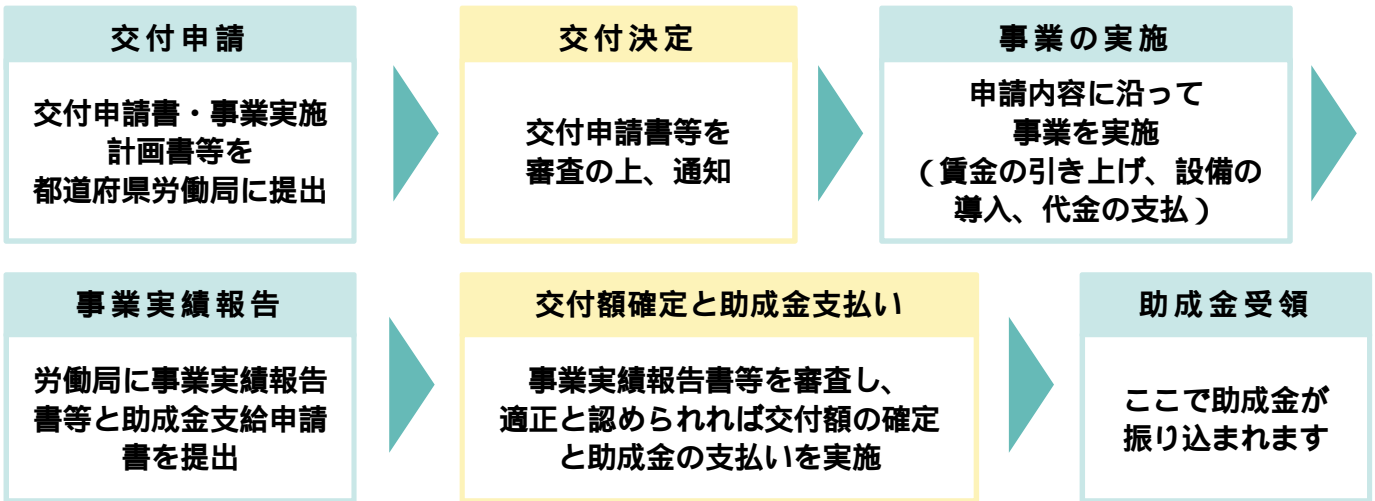
**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案



## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考)働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。**  
(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円 950円)が発効される場合  
発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円 950円)を完了 **対象!**  
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円 950円)を実施 **対象外**

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440** (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

8月31日から開始

申請期限：2024（令和6）年1月31日  
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

## 業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

## 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金  
引き上げの計画設備投資等の計画  
機械設備、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など計画の承認  
と実施設備投資等の費用  
の一部を助成

## 拡充のポイント

## 対象事業場の拡大

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
30円以内の事業場例：地域別最低賃金が920円の  
地域において事業場内最低賃金が  
955円（差額35円）  
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
50円以内の事業場（先ほどの例）  
事業場内最低賃金が  
955円の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され  
たので、助成金が受けられる  
ようになりました

## 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：  
事前に以下2つの計画を提出  
・賃金引き上げ計画  
・事業実施計画（設備投資  
等の計画）事業実  
施計画賃上げ  
計画を提出し、計画の  
審査を受けます。（審査の上、交付決定を受けたら）  
・計画に基づく賃上げの実施  
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

<対象>  
事業場規模50人未満のみ2023年4月1日から12月31日  
までに賃金引き上げを実施して  
いれば、賃金引き上げ計画の提  
出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

- 賃金引き上げ結果
- 事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実  
施計画賃上げ  
結果

## 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（ ）内は生産性要件を満たした事業  
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（ ）内は生産性要件を満たした事業  
場の場合

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画  
などを事業場所在地を管轄  
する都道府県労働局に提出審査・  
交付決定交付決定後、提出  
した計画に沿って  
事業実施労働局に事業実施  
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上	600万円	600万円

10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、・に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

<b>賃金要件</b>	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
<b>生産量要件</b>	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
<b>物価高騰等要件</b>	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

#### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

## 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

#### （参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



## お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索





中小企業・小規模事業者のみなさまへ

# 働き方改革 支援します!

「働き方改革」と  
言われても、そもそも  
『労働関係の法律は複雑』で  
何から手を付けたらいいか、  
分からない

パートタイマーと正社員の  
賃金や手当をどう見直せば、  
『同一労働同一賃金』に  
なるのだろうか、  
難しくて分からない

『就業規則を  
見直したい』が、  
どこから手を付けたら  
いいか分からない

『36協定』の作り方が  
分からない

『残業を減らしたい』が、  
やり方が分からない

いろんな『助成金』があるが、  
使い方が分からない

時間をかけて育てた  
従業員が退職してしまう。  
どうしたら『定着率』を  
上げることができるだろう

こんなことで  
悩んでいませんか?

そのお悩み、ぜひ社会保険労務士などの  
専門家にご相談ください!

ご相談方法は  
こちら



来所相談・電話相談

社労士等の専門家がセンターの相  
談ブースにて相談に応じます。電話  
での相談も受け付けています。



メール相談

メールでの相談も可能です。  
(E-mail:hokkaidou-hatarakikata  
@lec-jp.com)



企業への専門家派遣  
(訪問相談サービス)

社労士が会社までお伺いして、1回あ  
たり2時間程度、3回を標準として、無  
料で相談をお受けします。

相談  
無料

## 北海道働き方改革推進支援センター

厚生労働省  
北海道労働局委託事業

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西3丁目3-33リープロビル3階  
(地下鉄大通駅7番出口徒歩3分、札幌駅前地下歩行空間9番出口徒歩1分)

無料通話  
フリーコール

0800-919-1073

受付時間 9:00~17:00  
(土・日・祝日を除く)



FAX 011-206-8365 mail hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hokkaidou/>

詳しくはこちら



北海道働き方  
改革推進支援  
センター

札幌時計台

お申し込みは裏面をご覧ください

## 企業相談 FAX申込書

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。

会社名			
業種			
住所	〒 -----		
TEL・FAX			
従業員数			
担当者名 (部署・役職含む)			
<input type="checkbox"/> 企業訪問  <input type="checkbox"/> センター来所	相談 希望日	第1希望	月 日 時～
		第2希望	月 日 時～
		第3希望	月 日 時～

※来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。

### ご相談内容

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）について | <input type="checkbox"/> 助成金について           |
| <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について            | <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について     |
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について            | <input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談    |
| <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備     | <input type="checkbox"/> テレワーク導入の際の留意点について |
| <input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法について            | <input type="checkbox"/> ハラスメント対策について      |
| <input type="checkbox"/> その他（                      | ）  |

### 相談事例

#### 印刷業

##### 【相談内容】

就業規則が昔作ったままの状態で改定をしていないため、法令を遵守するように改定したい。改定すべきポイントなどを教えてほしい。

##### 【専門家の支援】

現状の就業規則をチェックし、年次有給休暇に関する規定、副業・兼業に関する規定等、改正に対応した形となるように改定ポイントのアドバイスを行った。何回かやりとりを繰り返して、法令に沿った形に改定を行っていった。

##### 【支援後の効果】

最初はどこから手をつけたらよいかわからない状態であったが、やりとりを繰り返すうちに事業主が自身で労働基準法等の法令の内容を理解し、自社の実態に沿うように就業規則を自力で改定することができた。また、自社の労働者の雇用を守り、待遇を維持したいという事業主の思いを就業規則に反映させることができた。

#### 建設業

##### 【相談内容】

社員の現場での労働時間の把握が困難。それぞれの現場で工期に間に合わせるように働いているので時間外労働の削減が難しい。何か良い方法はないだろうか。

##### 【専門家の支援】

労働時間の把握のために、勤怠管理のデジタル化を助言した。また業務の段取りや作業の進捗状況を管理者で共有し、現場間の繁忙状態をコントロールするようアドバイスした。

##### 【支援後の効果】

勤怠管理のデジタル化で全社員の労働時間を適時把握、毎月15日頃に残業を確認し、多い社員に気を付けるよう伝えている。また作業の進捗を共有することで、作業量が多い現場に人数を集める効率的な業務進行が可能となり、時間外労働の削減に繋がっている。